議案第１５７号

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について

令和８年１１月２６日提出

前橋市長　小　川　　晶

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年前橋市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第７条の２第１項中「及び次条」を「、次条、第１２条の２及び第１５条第１項」に改める。

第１２条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１２条の２　児童福祉施設の設置者は、法第４５条第７項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第１５条第１項中「（助産施設を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第２７条第１項第３号中「第５条の２の８」を「第５条の２の８第１項」に改める。

（前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年前橋市条例第３５号）の一部を次のように改正す

る。

第３条の２の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第３条の３　幼保連携型認定こども園の設置者は、法第１３条第６項において準用する法第６条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第３条　前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成３０年前橋市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「第６条」を「第５条」に改める。

第９条に次の１項を加える。

１４　認定こども園の設置者は、法第６条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第４条　前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年前橋市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。

以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（前橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条　前橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年前橋市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１３条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第６条　前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年前橋市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第４７条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第４７条　指定児童発達支援事業者は、法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第６３条中「第３４条」の次に「、第４７条」を加える。

第８４条前段、第８５条、第９７条前段及び第１０２条前段中「第４６条まで、第４８条から」を削る。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。